二　令第五十一条第七項第十九号に規定する措置に関する事務のうち、専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力利用における安全の確保のために行うもの　環境大臣

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

二　令第五十一条第七項第十八号に規定する措置に関する事務のうち、専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力利用における安全の確保のために行うもの　環境大臣

省　令

総務大臣　松本　剛明

○総務省令第三十九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令

経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査の目的） **第二条**　経済センサス基礎調査は、全ての産業分野における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を明らかにし、経済センサス活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成すること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とする。 （調査の対象） **第四条**　経済センサス基礎調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。 一　大分類Ａ―農業、林業に属する事業所で個人の経営に係るもの 二　大分類Ｂ―漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの 三　大分類Ｎ―生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類七九―その他の生活関連サービス業（小分類七九二―家事サービス業に限る。）に属する事業所 四　大分類Ｒ―サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類九六―外国公務に属する事業所 五　前各号に掲げるもの以外のものであって、個人の経営に係る事業所のうち雇用者のいないもの	（調査の目的） **第二条**　経済センサス基礎調査は、全ての産業分野における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を明らかにし、経済センサス活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成すること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とする。 （調査の対象） **第四条**　経済センサス基礎調査は、次に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。 一　法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げるものに属する事業所であって、個人の経営に係るもの イ　大分類Ａ―農業、林業 ロ　大分類Ｂ―漁業 二　日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げるものに属する事業所 イ　大分類Ｎ―生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類七九―その他の生活関連サービス業（小分類七九二―家事サービス業に限る。） ロ　大分類Ｒ―サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類九六―外国公務 三　調査困難地域（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により経済センサス基礎調査の実施が困難な地域として総務大臣の定める地域）にある事業所 ［新設］
［新設］	